### 遠賀・中間地域広域行政事務組合障害者活躍推進計画

機関名	遠賀·中間地域広域行政事務組合(代表理事部局)
任命権者	遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事
計画期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間)
遠賀・中間地域広域	遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事部局では、令和2
行政事務組合(代表	年6月1日現在、法定雇用率2.5%を上回っている。
理事部局)おける障	ただし、これまで障害者に限った募集・採用を行ったことが
害者雇用に関する課	無いため、募集の方法等については改めて検討する必要があ
題	る。
	また、どのような障害を抱えているかによらず、全ての職員
	が働きやすい職場づくりに取り組む事が必要である。

## 目標

①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度6月1日時点
	での法定雇用率以上を目標とする。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。

### 取り組み内容

①障害者の活躍を推	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
進する体制整備	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害
	者雇用推進者及び総務課庶務係が障害のある職員の相談窓
	口となる。
②障害者の活躍の基	○障害者である職員が従来の業務遂行が困難となった場合、
本となる職務の選	負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討す
定·創出	る。
③障害者の活躍を推	○面談等により障害者である職員に対する必要な配慮等の把
進するための環境整	握に努め、継続的に必要な措置を、当該職員からの要望を踏
備·人事管理	まえつつ、過重な負担にならない範囲で講じる。
	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤出来ることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が
	受けられること」といった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
その他	○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよ
	う、適切な支援、配慮に努める。

機関名	遠賀·中間地域広域行政事務組合(消防部局)
任命権者	遠賀郡消防本部 消防長
計画期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年間)
遠賀・中間地域広域	遠賀・中間地域広域行政事務組合消防部局は、全職員が障害
行政事務組合(消防	者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項に規定する除
部局) おける障害者	外職員である消防吏員で構成されており、これまでに障害者
雇用に関する課題	に限定した募集及び採用は行っていない。
	事故等により障害者となる職員が在籍することも考えられ
	るが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

# 目標

①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし。 ※今後障害者が在籍した場合、定着状況を把握予定。

# 取り組み内容

①障害者の活躍を推	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
進する体制整備	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害
	者雇用推進者及び総務課庶務係が障害のある職員の相談窓
	口となる。
②障害者の活躍の基	○在職中に障害者となった職員が、従来の業務遂行が困難と
本となる職務の選	なった場合、円滑な職場復帰のため、負担無く遂行できる業
定·創出	務内容の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推	○障害者である職員に対する必要な配慮等の把握に努め、そ
進するための環境整	の結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じ
備·人事管理	る。その際、当該職員からの意見・要望等を踏まえつつ、可
	能な範囲で適切に実施する。
その他	○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよ
	う、適切な支援、配慮に努める。